

(仮称) 行田市障がい者差別解消条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 行田市障がい者差別解消条例(以下「条例」という。)について、専門的な知見及び幅広い意見を反映させるため、(仮称) 行田市障がい者差別解消条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 条例の素案に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 障がい者団体関係者
- (4) 民間事業者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 公募の市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から条例の施行の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示施行後最初に行われる委員会の招集)

2 この告示の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この告示は、第4条に規定する任期の満了をもってその効力を失う。